

第5号議案

関西広域連合公平委員会に係る事務委託の廃止の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第252条の14第2項の規定により関西広域連合と兵庫県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約（令和5年関西広域連合告示第3号）を廃止することについて、同法292条において準用する同法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により議決を求める。

令和7年3月1日提出

関西広域連合広域連合長 三 日 月 大 造

関西広域連合告示第 号

関西広域連合と兵庫県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約を廃止する規約

関西広域連合と兵庫県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約（令和5年関西広域連合告示第3号）は、令和7年3月31日をもって廃止する。

--